

## 交野市社会福祉協議会マスコットキャラクター「にじ丸ちゃん」取り扱い要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、社会福祉法人交野市社会福祉協議会（以下「交野市社協」という。）マスコットキャラクター「にじ丸ちゃん」（以下「にじ丸ちゃん」という。）の別紙に定めるデザイン（以下「デザイン」という。）及びにじ丸ちゃんの着ぐるみ（以下「着ぐるみ」という。）の使用について、必要な事項を定めるものとする。

### (事務局)

第2条 この要綱に関する事務については、交野市社協が行う。

### (使用の範囲)

第3条 にじ丸ちゃんのデザイン及び着ぐるみの使用は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 交野市社協が開催する行事
- (2) 自治会、NPO、社会福祉法人等の公共的団体（法人格がないものを含む。）が開催する行事のうち、収益を上げることが主たる目的としない行事
- (3) 民間企業等が開催する行事のうち、社会貢献活動等公益的な目的の行事
- (4) 上記以外で、交野市社協の魅力の発信に資する行事や交野市社協との連携協力の下で開催する行事等、交野市社協が公益的観点から適当と判断する行事

### (使用承認の申請)

第4条 デザイン又は着ぐるみを使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ「交野市社会福祉協議会マスコットキャラクターデザイン及び着ぐるみ使用承認申請書（様式第1号）」を交野市社会福祉協議会会長（以下「会長」という。）に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 交野市社協が使用するとき。
- (2) 放送機関、新聞社、通信社、その他の報道機関が、前条に係る報道又は広報の目的で使用するとき。ただし、使用内容について、予め交野市社協へ通知するものとする。
- (3) その他会長が認めるとき。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げるものを添付しなければならない。

- (1) デザインを使用する図案等
- (2) 着ぐるみを使用する行事の資料等
- (3) 前2号に掲げるもののほか、会長が必要と認めるもの

3 第1項の申請書は、使用する日の6か月前から提出できるものとする。

### (使用の承認等)

第5条 会長は、前条第1項の規定による申請書の提出があった場合は、これを審査し、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、デザイン又は着ぐるみの使用を承認するものとする。

- (1) 法令や公序良俗に反するおそれがあるとき。
  - (2) 特定の政治的活動または宗教的活動に利用されるおそれがあるとき。
  - (3) 差別的言動（ヘイトスピーチ）等、人権侵害につながるおそれがあるとき。
  - (4) 営利目的として使用するとき。
  - (5) 特定の個人、又は団体等の売名利用されるおそれがあると認められるとき。
  - (6) 本会およびにじ丸ちゃんのイメージを損なうおそれがあるとき。
  - (7) 申請者又はその役員（相当の責任の地位にある者を含む。）が暴力団員、暴力団関係者その他反社会的勢力に係る者であるとき。
  - (8) その他会長が使用について不相当と認めるとき。
- 2 会長は、前項の規定による審査の結果、使用を承認することが適当と認めるときは、「交野市社会福祉協議会マスコットキャラクターデザイン及び着ぐるみ使用承認通知書（様式第2号）」により申請者に通知するものとする。
- 3 会長は、第1項の規定による審査の結果、使用を承認することが不適切と認めるときは、「交野市社会福祉協議会マスコットキャラクターデザイン及び着ぐるみ使用不承認通知書（様式第3号）」により申請者に通知するものとする。
- 4 会長は、第1項の承認をするときは、条件を付することができるものとする。
- （使用上の遵守事項）

第6条 使用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用承認された内容にのみ使用すること。
- (2) 使用承認を他に譲渡し、又は転貸しないこと。
- (3) 定められた形、色等を正しく使用し、デザインの改変や応用使用はしないこと。
- (4) にじ丸ちゃんのイメージを損なう使用はしないこと。
- (5) 意匠登録、商標登録及び知的財産に関する一切の権利の設定又は出願を行わないこと。
- (6) デザインの下部等適切な位置に「交野市社会福祉協議会マスコットキャラクターにじ丸ちゃん」と表示すること。
- (7) 着ぐるみ取扱説明書に定めた使用方法、注意事項等に従い使用すること。
- (8) 使用承認の期間が終了したときは、速やかに使用を中止すること。
- (9) 貸出・返却時には「貸出・返却時チェックリスト(様式第4号)」に基づき、立会職員とともに内容を確認すること。

（使用承認の期間）

第7条 使用承認の期間は、使用を承認した日から起算してデザインについては1年、着ぐるみについては7日を限度で会長が定める日までとする。

（貸出の方法）

第8条 デザインの貸出方法は、メールによるデータ送付もしくは印刷したイラストの手渡しを原則とする。

（使用料）

第9条 デザイン又は着ぐるみの使用料は、無料とする。

(権利)

第10条 デザイン又は着ぐるみに関する一切の権利は、交野市社協に属する。

(使用状況の報告)

第11条 デザイン又は着ぐるみを使用した者は、返却日から1か月以内に「交野市社会福祉協議会マスコットキャラクターデザイン及び着ぐるみ使用報告書(様式第5号)」を会長に提出しなければならない。

(使用承認の取消し等)

第12条 会長は、デザイン及び着ぐるみの使用が、この要綱及び承認の内容に違反していると認めるときは、使用承認を取消することができる。

2 前項の規定により取消しをされた使用者は、当該取消しにかかる物件をいかなる場合であっても使用してはならない。

3 会長は、取消しをされた使用者に対して使用物件の回収を求めることができる。

(責任の制限)

第13条 前条の規定によりデザイン又は着ぐるみの使用の取消しを行った場合、使用者及び第三者に損害が生じても、交野市社協はその責めを負わない。

2 使用者は、デザイン又は着ぐるみの使用に関し、使用者の責めに帰すべき事由により、交野市社協又は第三者に損害を与えた場合は、速やかに会長に報告し、使用者の責任と負担において、その紛争の処理、解決を図るものとする。また、着ぐるみの使用により、使用者が被った被害に対しても、交野市社協は一切その責任を負わない。

(使用者の責任)

第14条 使用者が着ぐるみを破損又は汚損した場合は、使用者の責任と負担により、補修又はクリーニング等を行い、現状に復さなければならない。補修又はクリーニングを依頼する業者については交野市社協が指定する業者とする。

(補則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、デザイン及び着ぐるみの取り扱いに係る必要な事項は会長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この要綱は令和2年11月1日から施行する。

(旧要綱の廃止)

2 交野市社会福祉協議会マスコットキャラクター取扱要綱(平成23年4月1日)は廃止する。